



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 個人向け国債の発行等に関する省令
第四条第六項第二号に規定する中途
換金に係る個人向け国債の買入消却
に関する件 (財務二五七)
- 大学、大学院、短期大学及び高等専
門学校の設置等に係る認可の基準等
の一部を改正する告示
(文部科学一三五)
- 船舶による危険物の運送基準等を定
める告示の一部を改正する件
(国土交通一三三〇)

〔公告〕

諸事項

- 官庁
製造たばこ小売定価、基本測量関係
事項関係
- 裁判所
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収
物還付関係
会社その他
会社決算公告

五
六
七

○財務省告示第二百五十七号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和二年十月二十九日
(別表)

財務大臣 麻生 太郎

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券(固定・3年)	第89回	140,000,000円	139,944,230円
〃	第90回	77,230,000円	77,199,240円
〃	第91回	147,040,000円	146,981,442円
〃	第92回	112,870,000円	112,825,042円
〃	第93回	62,660,000円	62,635,048円
〃	第94回	123,030,000円	122,981,000円
〃	第95回	65,430,000円	65,403,958円
〃	第96回	172,280,000円	172,211,386円
〃	第97回	108,310,000円	108,266,858円
〃	第98回	196,180,000円	196,101,864円
〃	第99回	86,160,000円	86,125,688円
〃	第100回	59,960,000円	59,936,124円
〃	第101回	42,560,000円	42,543,054円
〃	第102回	29,100,000円	29,088,416円
〃	第103回	126,770,000円	126,719,510円
〃	第104回	126,600,000円	126,549,582円
〃	第105回	215,220,000円	215,134,274円
〃	第106回	118,250,000円	118,202,906円
〃	第107回	124,180,000円	124,130,548円
〃	第108回	178,120,000円	178,049,456円
〃	第109回	192,490,000円	192,413,561円
〃	第110回	368,440,000円	368,293,245円
〃	第111回	1,020,910,000円	1,020,505,653円